

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当社では2017年1月1日以降始期のご契約から自動車保険を改定いたしました。お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために商品の改定を行うとともに、社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等の見直しを行っております。

なお、ご契約条件によっては保険料が引上げまたは引下げとなる場合がございます。本ご案内をご確認いただき、引続き三井住友海上をご利用くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

GK : GK クルマの保険 **一般用** : 自動車保険・一般用 **はじめて** : はじめての自動車保険

1 商品の魅力アップ

魅力アップ① ロードサービス・レンタカー費用に関する特約の改定

GK **一般用** **はじめて**

より利便性が高く充実したサービスの提供を目指し、以下の改定を行います。

〈改定イメージ〉

	現行			
	原則セット	任意セット		
	おクルマQQ隊 + 運搬・搬送・引取費用特約	運搬時レンタカー 費用特約(注1)	レンタカー 費用特約	
自力走行不能時	① 応急修理	○	—	—
	② 運搬・搬送・引取費用	○	—	—
	③ 臨時宿泊費用 臨時帰宅・移動費用	○	—	—
	④ (自力走行不能時) レンタカー費用(注3)	—	○	○
上記以外	⑤ (自力走行不能時以外) レンタカー費用(注3)	—	—	○

○: 補償・サービスあり ー: 補償・サービスなし

	改定後	
	原則セット	任意セット
	おクルマQQ隊 + ロードサービス費用特約	レンタカー 費用特約 改定
自力走行不能時	○	—
	○	—
	○(注2)	—
	○ 魅力1	—
上記以外	—	○ 魅力2

(注1) 運搬時レンタカー費用特約を廃止し、新設するロードサービス費用特約に補償を組み込みます。
 (注2) 「③臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用」については、改定後も引続き、臨時宿泊費用は宿泊された方お1人につき1万円を限度に、臨時帰宅・移動費用は移動された方お1人につき2万円を限度にお支払いします。ただし、臨時帰宅・移動費用については、改定後は移動された方お1人につき自己負担額1千円を差し引いた額をお支払いしますのでご注意ください。
 (注3) ご契約のお車が自家用8車種の場合です。

魅力1 「ロードサービス費用特約」の新設



「運搬・搬送・引取費用特約」の補償範囲を拡大してバージョンアップした、「ロードサービス費用特約」を新設します。
 「ロードサービス費用特約」では、これまで「運搬時レンタカー費用特約」または「レンタカー費用特約」で補償していた、上表の「④(自力走行不能時)レンタカー費用」を補償します。また、補償内容については、下記のとおり改定します。

〈自力走行不能時の レンタカー費用補償〉	現行	改定後
補償する特約	運搬時レンタカー費用特約 または レンタカー費用特約	ロードサービス費用特約
お支払いする レンタカー費用の上限	任意に設定	1日あたり 7,000円(注)
レンタカー借入日数 の上限	事故: 30日 故障等: 30日	事故: 30日 故障等: 15日
お支払いする場合 の要件	自力走行不能時 (お車がレッカーけん引された 場合に限り)	自力走行不能時 (お車がレッカーけん引された 場合に限りお支払いします)

(注) レンタカー費用特約をセットした場合は、レンタカー費用特約の保険金日額と同額となります。

「ロードサービス費用特約」により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりにません。フリート契約の場合は、フリート割引・割増制度の対象となります。

「移動費用対象外特約」を新設します。

上表の「③臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用」および「④(自力走行不能時)レンタカー費用」の補償が不要な方向向けに、補償の有無を選択できるよう、「移動費用対象外特約」を新設します。なお、**はじめて** は本特約が必ずセットされます。

魅力2 「レンタカー費用特約」の改定



「レンタカー費用特約」のセット条件等を改定し、保険料を引下げることで、よりお求めやすい特約とします。
 (**はじめて** にはセットできません。)

- ① セット条件を変更します。

現行	改定後
ご契約のお車が自家用8車種の場合で、車両保険および運搬・搬送・引取費用特約付き契約にセットできます。	ご契約のお車が自家用8車種のロードサービス費用特約付き契約にセットできます。
- ② 車両保険に車両危険限定特約がセットされている場合は、車両保険の補償の対象とならない次の事故についても、レンタカー費用特約では補償の対象とします。
 - 歩行者・自転車・電柱等との衝突、あて逃げ、墜落・転覆等
- ③ 上表の「④(自力走行不能時)レンタカー費用」は「ロードサービス費用特約」で補償することとなり、故障時などのレンタカー借入日数の上限が30日から15日に短縮となりますのでご注意ください。

一般用 の「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」も同様に改定しますが、上表の「④(自力走行不能時)レンタカー費用」は引続き「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」で補償します。

〈改定イメージ〉

	現行	改定後
人身傷害保険	治療費、休業損害等	治療費、休業損害等 転院移送費用 (重度後遺障害時) 保険金額倍額補償
重度後遺障害時追加特約	人身傷害保険の保険金額倍額補償 住宅改造費用 福祉関連費用	NEW リハビリテーション訓練等費用 住宅改造費用 福祉関連費用

魅力1 「人身傷害保険」の補償拡大

- 遠隔地における事故で緊急搬送された病院から自宅近くの病院へ転院する場合等にかかる「転院移送費用」を、人身傷害保険金とは別に、1回に限り、100万円を限度にお支払いするように補償を拡大します。
- これまで「重度後遺障害時追加特約」で補償していた、重度後遺障害が生じた場合に人身傷害保険金額を2倍に拡大する補償を、人身傷害保険に移設し、基本的な補償に組み込みます。



魅力2 「重度後遺障害時追加特約」の改定

- 事故によりケガをして後遺障害が生じた際、症状固定後の職業訓練や資格取得講習等のために被保険者が負担する「リハビリテーション訓練等費用」について、訓練期間1か月につき定額5万円を、最長2年間補償します。
- この補償の対象となる後遺障害等級は、次のとおりとなります。



後遺障害等級 (普通保険約款別表1(注)による)	NEW リハビリテーション訓練等費用 月5万円(定額)	住宅改造費用	福祉関連費用
第1級～第2級 第3級③、④	○	○	○
第3級①、②、⑤ 第4級～第7級	○	×	×

(注) 詳細は『ご契約のしおり(約款)』をご覧ください。

2 その他の改定

弁護士費用特約等の改定

GK 一般用

保険金をお支払いしないこととしている「労働災害により生じた身体の障害による損害賠償請求」について、「使用者に請求する場合」のみ保険金をお支払いしないこととし、補償範囲を拡大します。

ファミリーバイクに関する特約の改定(2017年4月以降始期契約)

GK 一般用

「ファミリーバイク(人身傷害あり)特約」、「ファミリーバイク(人身傷害なし)特約」について、2017年4月1日以降始期契約より、それぞれ「ファミリーバイク(人身傷害型)特約」、「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」に特約名称を変更します。また、改定前の「ファミリーバイク(人身傷害なし)特約」については、「対人・対物賠償保険付き契約」にセット可能でしたが、改定後の「ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約」については、「対人・対物賠償保険付き契約」のうち「人身傷害保険をセットした契約」または「自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットした契約」に限り、セットが可能となります。

3 保険料の改定

保険料の改定

GK 一般用 はじめて

① 商品の魅力アップによる補償改定や、社会環境の変化・直近の事故発生状況等を踏まえ、自動車保険の安定的な制度運営に向けて保険料の見直しを行います。ご契約条件によって保険料が引上げまたは引下げとなります。

保険料割増引の改定

GK 一般用 はじめて

- ◆ **ノンフリート多数割引の分割払(月払)による保険料割増の廃止**
複数のお車をまとめてご契約いただくことでノンフリート多数割引を適用したご契約のうち、「保険期間が1年でご契約のお車が2台の場合」または「保険期間が1年超でご契約のお車が2台以上の場合」に適用していた保険料月払の分割割増(2%)を廃止します。これにより、ノンフリート多数割引の利便性が向上します。
- ◆ **イモビライザー割引の廃止**
近年、イモビライザー搭載の自動車が増加してきたことや、イモビライザー搭載有無による事故発生状況等の較差が縮小してきたことを踏まえ、イモビライザー割引を廃止します。

- このご案内は、2017年1月改定の概要をご説明したものです。なお、満期を迎えるご契約の始期日が2015年9月30日以前の場合(保険期間が1年超の長期契約のお客さま)、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等の影響による変更点があります。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 2017年1月1日以降始期のご契約の詳細は、パンフレット、『重要事項のご説明』または『ご契約のしおり(約款)』等をご覧ください。
- 『GK キルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
 電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)
 http://www.ms-ins.com

